

光が丘福祉専門学校マッチング支援事業 対象事業所

介護サービス事業所等	
1	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護を行う事業
2	法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護を行う事業
3	法第 8 条第 7 項に規定する通所介護を行う事業
4	法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションを行う事業
5	法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護を行う事業
6	法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業
7	法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスを行う事業
8	法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設
9	法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
10	法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院
11	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム

障害福祉サービス事業所	
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う事業
2	総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設

病院	
区内に所在する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の五に規定する病院	

※ 対象となる職種

上記事業所で勤務する介護職員、訪問介護員、介護従事者のほか、主たる業務が介護等である者（病院については、看護の補助の業務に従事する者であってその主たる業務が介護等の業務である者）